

## 教職課程に関する自己点検・評価の実施方針【くらしき作陽大学・作陽短期大学】

### 1. 趣旨

教育職員免許法施行規則第22条の8は、「認定課程を有する大学は、当該大学における認定課程の教育課程、教員組織、教育実習並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」と規定し、大学が自らの責任で大学の教職課程の活動について点検・評価し、その結果をもとに改革・改善に努めるとともに、その結果を社会に情報公表し、教職課程の質を自ら保証する内部質保証体制が必要とされている。

これを踏まえ、本実施方針は、くらしき作陽大学・作陽短期大学（以下、「本学」）における教職課程の自己点検・評価を適切かつ効果的に実施するため、その基本的枠組みを定めるものである。

また、教職免許法施行規則第22条の7は、「2以上の課程認定を有する大学は、当該大学が有するそれぞれの課程認定の円滑かつ効果的な実施を通じて当該大学が定める教員の養成の目標を達成することができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。」と規定しており、複数の課程認定を有する大学は、全学的な観点から教職課程の運営を実施出来る組織体制を備えて、自主的に教職課程の水準を維持・向上させていく仕組みを確立することとされている。本学では、課程認定を有する各学科所属の委員から組織された、全学教職課程運営部会がその役割を担い、全学的な観点から教職課程間の連携及び教職課程の水準の維持・向上に努めていく。

### 2. 点検項目

教職課程の自己点検・評価における点検項目は、「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン」が例示する観点を参考に、下表に定める項目とする。

各点検項目について、その遵守状況、評価できる点、改善を要する点を明らかにするとともに、改善を要する点については、その改善方策等を検討する。

項目	中項目	レベル
教育理念・学修目標	・教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定状況	大学全体
	・教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定プロセス	大学全体
	・教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の見直しの状況	大学全体
授業科目・教育課程の編成実施	・複数の教職課程を通じた授業科目の共通開設など全学的な教育課程の編成状況	大学全体
	・教職課程の授業科目の実施に必要な施設・設備の整備状況	大学全体
	・教育課程の体系性	学科等
	・ICTの活用指導力など、各科目を横断する重要な事項についての教育課程の体系性	学科等
	・いわゆるキャップ制の設定状況	学科等
	・教育課程の充実・見直しの状況	学科等
	・個々の授業科目の到達目標の設定状況	授業科目

	・シラバスの作成状況	授業科目
	・アクティブ・ラーニングやICTの活用など新たな手法の導入状況	授業科目
	・個々の授業科目の見直しの状況	授業科目
	・教職実践演習及び教育実習等の実施状況	授業科目
学修成果の把握・可視化	・成績評価に関する全学的な基準の策定・公表の状況	大学全体
	・成績評価に関する共通理解の構築	学科等
	・教員の養成の目標の達成状況（学修成果）を明らかにするための情報の設定及び達成状況	学科等
	・成績評価の状況	授業科目
教職員組織	・教員の配置の状況	大学全体
	・教員の業績等	大学全体
	・職員の配置状況	大学全体
	・FD・SDの実施状況	大学全体
	・授業評価アンケートの実施状況	授業科目
情報公表	・学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第172条の2のうち関連部分、教育職員免許法施行規則第22条の6に定められた情報公表の状況	大学全体
	・学修成果に関する情報公表の状況	大学全体
	・教職課程の自己点検・評価に関する情報公表の状況	大学全体
教職指導（学生の受け入れ・学生支援）	・教職課程を履修する学生の確保に向けた取組の状況	大学全体
	・学生に対する履修指導の実施状況	大学全体
	・学生に対する進路指導の実施状況	大学全体
関係機関等との連携	・教育委員会や各学校法人との連携・交流等の状況	大学全体
	・教育実習等を実施する学校との連携・協力の状況	大学全体
	・学外の多様な人材の活用状況	大学全体

### 3. 実施体制

教職課程の自己点検・評価は、全学教職課程運営部会が課程認定を有する各学科の協力を得て行う。自己点検・評価結果は、全学教職課程運営部会から、本学の学校教育法に基づく自己点検・評価を担う組織である、自己点検委員会へ提出し、委員会の協議を経て、確定させる。

### 4. 実施時期

教職課程の自己点検・評価は、毎年取り組むこととし、評価結果を原則として4年毎に報告書として取り纏め、大学ホームページへ公表することとする。

### 5. 結果の取り扱い

全学教職課程運営部会及び課程認定を有する各学科は、評価結果を踏まえ、教職課程の水準の維持・向上に努める。4年毎に取り纏める報告書は、くらしき作陽大学・作陽短期大学ホームページにて公開する。